

広島県労働委員会告示第一号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同号の職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、令和七年七月二十五日次のとおり認定した。

令和七年八月七日

広島県労働委員会会長 山 川 和 義

令和六年広島県労働委員会告示第二号の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
広島県水道広域連合企業団		広島県水道広域連合企業団	
勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者	勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
(略)	(略)	(略)	(略)
本部	課長 情報統括監 担当課長 センター長 参事（総務課に置かれるものに限る。） 主査（総務課人事グループリーダー業務に従事するものに限る。）	本部	課長 情報統括監 センター長 参事（総務課に置かれるものに限る。） 主査（総務課人事グループリーダー業務に従事するものに限る。）
地方機関	所長 次長 課長（三原事務所業務課及び工務維持課、東広島事務所業務課、工務課及び維持課、廿日市事務所業務課及び工務維持課並びに広島水道事務所総務課に置かれるものに限る。） 参事（江田島事務所に置かれるものに限る。） 係長（三原事務所業務課総務係及び経理係並びに東広島事務所業務課総務係に置かれるものに限る。）	地方機関	所長 次長 課長（三原事務所業務課及び工務維持課、東広島事務所業務課、工務課及び維持課、廿日市事務所業務課及び工務維持課並びに広島水道事務所総務課に置かれるものに限る。） 担当課長（廿日市事務所工務維持課に置かれるものに限る。） 参事（江田島事務所に置かれるものに限る。） 係長（三原事務所業務課総務係及び経理係並びに東広島事務所業務課総務係に置かれるものに限る。）